

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	県営住宅の管理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岐阜県の県営住宅の管理に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な処置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県知事

公表日

令和8年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅の管理事務
②事務の概要	公営住宅法に基づく公営住宅の管理に関する事務のうち、県営住宅の入居者の決定、同居承認、入居承継の承認、同居人及び保証人の変更届の受理、家賃の決定及び減免に関する事務
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、公営住宅システム
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者の個人情報のファイル(TN_個人テーブル、TN_新年度個人テーブル、TN_個人過年度分テーブル) 入居者の収入情報のファイル(TN_収入申告書個人テーブル)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表27項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会] ・番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項 [情報提供] ・なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建築部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	個人情報総合窓口 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-1138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県都市建築部住宅課 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 TEL:058-272-8692
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[<input type="checkbox"/> 適用した]

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月26日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月26日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。 個人番号の提出を対象者からとし、利用を望まない者以外の個人番号を取得しないようにしているほか、特定個人情報を照会・取得できる職員をシステムで限定している。	
-------	--	--

9. 監査

実施の有無 自己点検 内部監査 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 十分に行っている 十分に行っていない 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</p> <p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<p>＜選択肢＞</p> <ul style="list-style-type: none">1) 特に力を入れている2) 十分である3) 課題が残されている
判断の根拠	システムから統合宛名システムへ照会するデータの中で、要求する情報を所得情報と控除情報のみとし、県営住宅の家賃算定期務に必要な情報以外を取得できないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年10月5日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成29年7月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年10月5日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成28年10月31日	I関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	都市建築部公共建築住宅課	都市建築部住宅課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成28年10月31日	I関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所長	公共建築住宅課長 加藤 仁	住宅課長 山本 敦司	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成28年10月31日	I関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問	岐阜県都市建築部公共建築住宅課	岐阜県都市建築部住宅課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成29年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年10月5日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成29年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年10月5日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成30年5月8日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
平成30年5月8日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和1年5月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月7日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和1年5月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月7日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和1年5月17日	様式	平成30年5月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和2年5月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年5月7日 時点	令和2年5月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和2年5月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年5月7日 時点	令和2年5月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和2年5月12日	表紙	事務における特定個人情報ファイルを取扱いにあたり	事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和2年5月12日	I関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取扱う事務 ③シ	県営住宅管理システム	公営住宅システム	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和3年5月18日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年5月12日 時点	令和3年5月18日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和3年5月18日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年5月12日 時点	令和3年5月18日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和3年9月1日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の19項	別表第一の27項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和3年9月1日	I関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	番号表第19条第7号 別表第二の31項	番号法第19条第8号 別表第二の31項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和4年5月12日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年5月18日 時点	令和4年5月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和4年5月12日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年5月18日 時点	令和4年5月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和4年5月21日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年5月12日 時点	令和5年4月21日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和4年5月21日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年5月12日 時点	令和5年4月21日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和6年11月21日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱の委託		十分である	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和6年11月21日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		十分である 対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和6年11月21日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和8年1月30日	I関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一の27項	番号法別表27項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和8年1月30日	I関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情	番号法第19条第8号 別表第二の31項	番号表第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和8年1月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月21日 時点	令和7年12月26日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら
令和8年1月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月21日 時点	令和7年12月26日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たら